

忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、本町の子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するため、忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、忠岡町教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を忠岡町教育委員会に報告する。

- (1) 読書活動推進計画の策定に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 保育所及び幼稚園関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に定める者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画が策定された日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループの設置)

第7条 委員会の円滑な運営のため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員会において指名した者をもって構成するものとする。

3 ワーキンググループについて、必要な事項は委員長が定める。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条 第 6 条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。